

**平成30年度  
厚生年金保険・国民年金事業の概況**

**令和元年12月  
厚生労働省年金局**



# 平成30年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

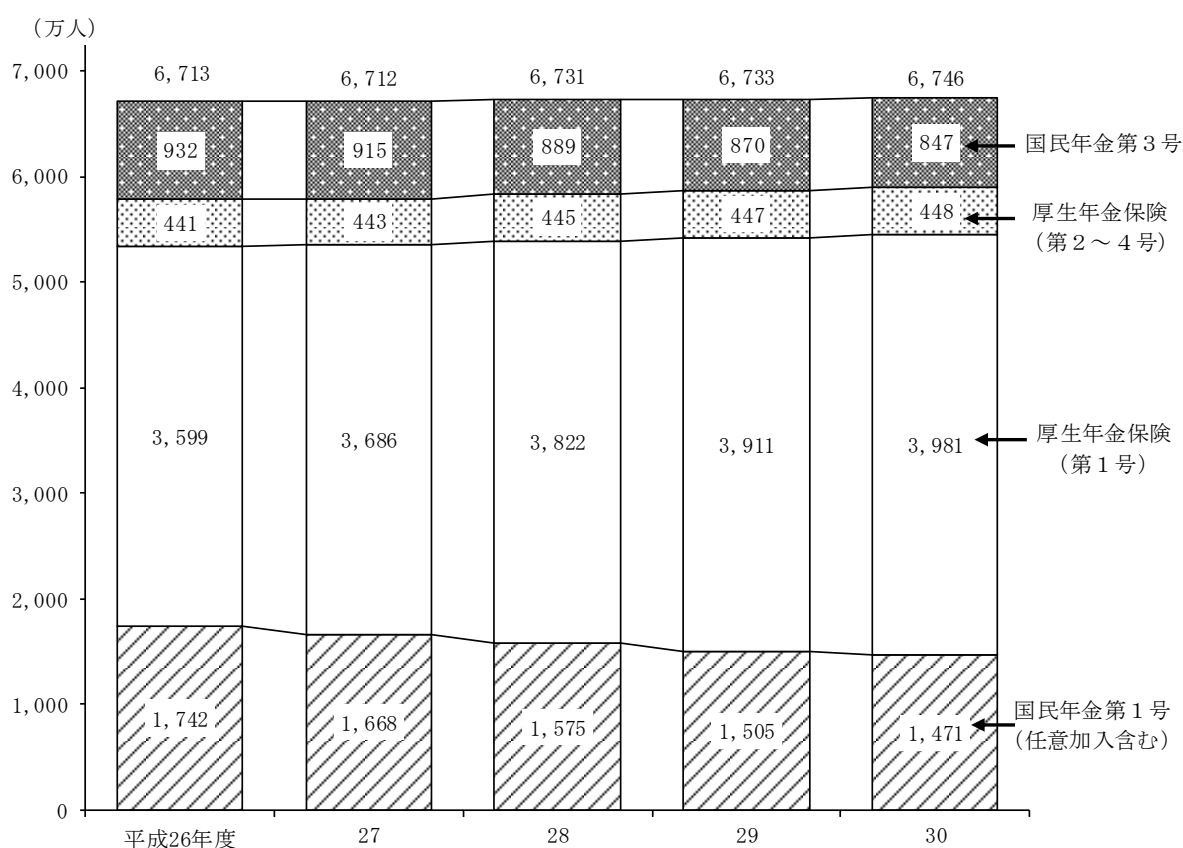
## I. 公的年金制度の概況

### (1) 適用状況

- 公的年金被保険者数は、平成30年度末現在で6,746万人となっており、前年度末に比べて13万人(0.2%)増加している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、平成30年度末現在で1,471万人となっており、前年度末に比べて34万人(2.3%)減少している。
- 厚生年金被保険者数(第1～4号)は、平成30年度末現在で4,428万人(うち第1号3,981万人、第2～4号448万人)となっており、前年度末に比べて70万人(1.6%)増加している。
- 国民年金の第3号被保険者数は、平成30年度末現在で847万人となっており、前年度末に比べて23万人(2.7%)減少している。

注. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

図1 公的年金被保険者数の推移(年度末現在)



注1. 厚生年金保険(第1号)の被保険者は、平成26年度は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。

2. 厚生年金保険(第2～4号)の被保険者は、平成26年度は共済組合の組合員、平成27年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。

○ 公的年金被保険者数を男女別にみると、男子は3,516万人となっており、前年度末に比べて10万人(0.3%)増加している。また、女子は3,230万人となっており、前年度末に比べて2万人(0.1%)増加している。

表1 男女別公的年金被保険者数

(平成30年度末現在、単位：万人)

	総数	国民年金 第1号 被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)			国民年金 第3号 被保険者
			厚生年金被保険者			
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号)		
総数	6,746	1,471	4,428	3,981	448	847
男子	3,516	764	2,741	2,469	272	11
女子	3,230	707	1,687	1,512	175	836

注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

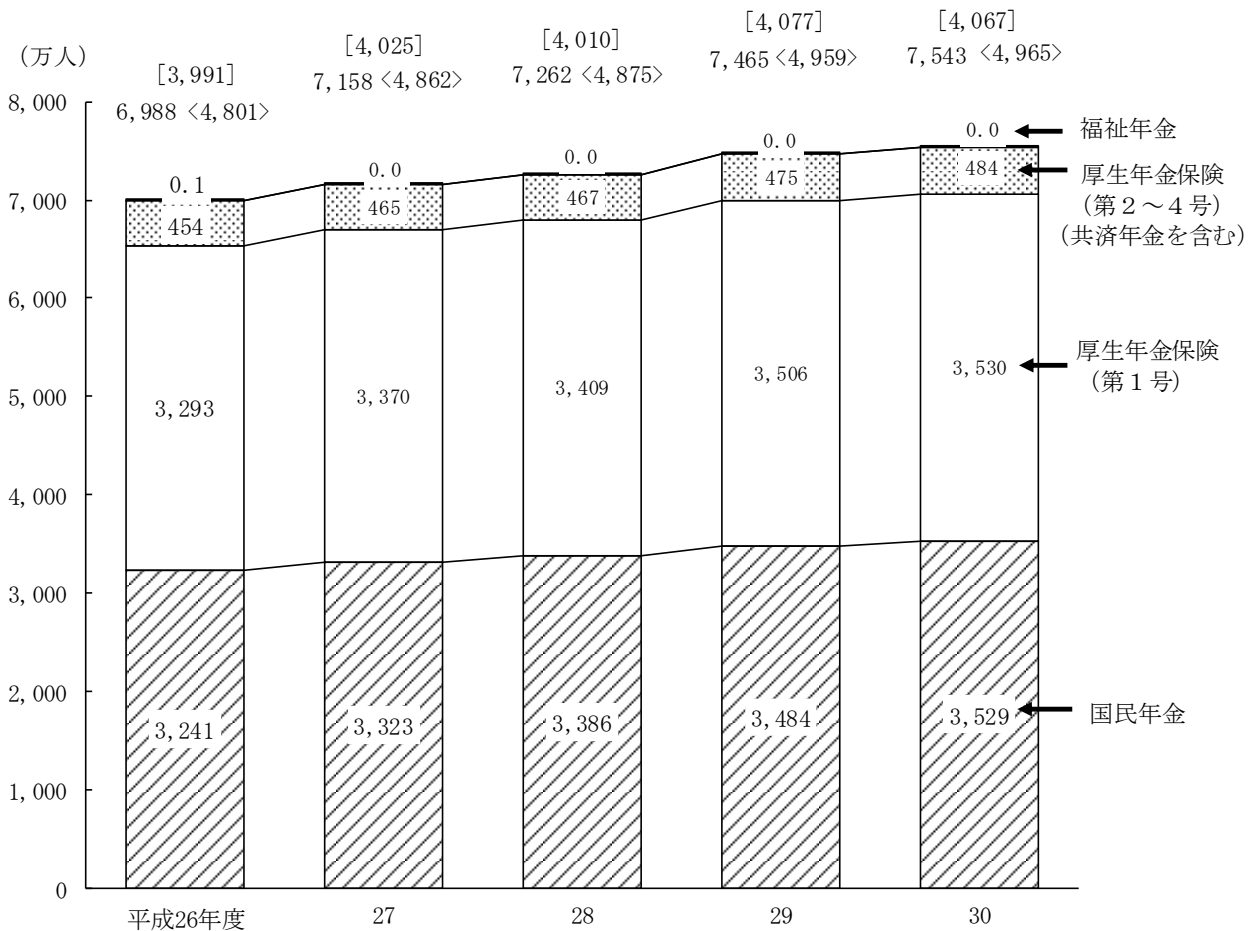
2. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

## (2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成 30 年度末現在で 7,543 万人となっており、前年度末に比べて 78 万人（1.0%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、平成 30 年度末現在で 4,067 万人であり、前年度末に比べて 10 万人（0.3%）減少している。これには、女子の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられたことが影響していると考えられる。

注. 受給者数とは、受給権者数から全額支給停止者数を除いたものである。

図 2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注 1. < >内は厚生年金保険（第 1 号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第 1 号）の受給者は、平成 26 年度は厚生年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者は、平成 26 年度は共済年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の受給者を計上している。

- 公的年金受給者の年金総額は、平成 30 年度末現在で 55 兆 6 千億円となっており、前年度末に比べて 2 千億円 (0.3%) 増加している。

表 2 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	国民年金	厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			厚生年金保険 (第 1 号)		厚生年金保険 (第 2～4 号) (共済年金を含む)	
			厚生年金保険 (第 1 号)	厚生年金保険 (第 2～4 号) (共済年金を含む)		
平成26年度	534,031	213,040	320,988	255,993	64,994	3
27	545,504	221,751	323,751	258,123	65,628	2
28	548,355	227,156	321,198	257,008	64,190	1
29	554,108	232,642	321,465	258,091	63,374	0
30	555,904	236,380	319,524	256,643	62,881	0

注 1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

2. 厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額は、平成 26 年度は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成 27 年 9 月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成 27 年 10 月以降の第 1 号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成 27 年 10 月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

3. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者の年金総額は、平成 26 年度は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成 27 年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の年金総額を計上している。

4. 厚生年金保険（第 2～4 号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

## II. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報は含まない。

### (1) 適用状況

- 平成 30 年度末現在の適用事業所数は、233 万 7 千か所であり、前年度末に比べて 11 万か所 (4.9%) 増加している。
- 被保険者数は、平成 30 年度末現在で 3,981 万人となっており、前年度末に比べて 69 万人 (1.8%) 増加している。男女別にみると、男子は 2,469 万人 (対前年度末比 27 万人、1.1%増)、女子は 1,512 万人 (対前年度末比 42 万人、2.9%増) となっている。
- 短時間労働者数は、平成 30 年度末現在で 43 万人となっており、前年度末に比べて 5 万人 (13.6%) 増加している。男女別にみると、男子は 12 万人 (対前年度末比 1 万人、11.0%増)、女子は 31 万人 (対前年度末比 4 万人、14.7%増) となっている。
- 育児休業等期間中 (産前産後休業期間を含む) の保険料免除者数は、平成 30 年度末現在で 41 万人であり、前年度末に比べて 2 万人 (6.4%) 増加している。男女別にみると、男子は 4 千人 (対前年度末比 1 千人、32.3%増)、女子は 41 万人 (対前年度末比 2 万人、6.2%増) となっている。

表 3 厚生年金保険 (第 1 号) 適用状況の推移

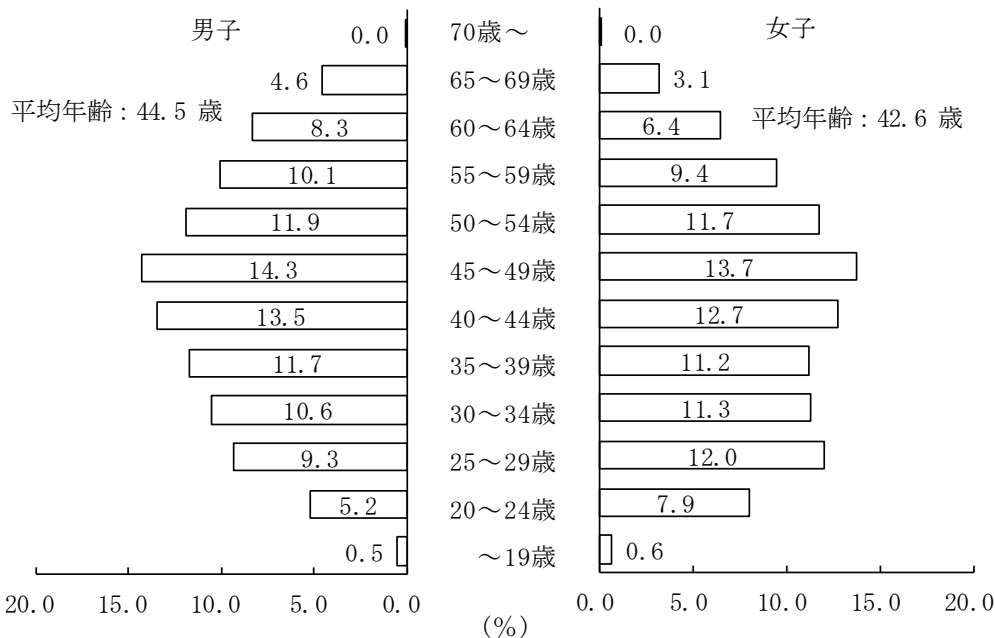
(年度末現在)

	事業所数 (千か所)	(再掲) 短時間 労働者 (千か所)	被保険者数 (万人)									
			総 数			(再掲) 短時間労働者数 (万人)			(再掲) 育児休業等保険料免除者数 (万人)			
			男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子				
平成26年度	1,867	・	3,599	2,293	1,306	・	・	・	30	0.2	30	
27	1,975	・	3,686	2,338	1,349	・	・	・	33	0.2	33	
28	2,109	27	3,822	2,398	1,424	29	9	20	36	0.3	35	
29	2,227	33	3,911	2,442	1,470	38	11	27	38	0.3	38	
30	2,337	35	3,981	2,469	1,512	43	12	31	41	0.4	41	
伸 び 率 (%)	平成26年度	3.7	・	2.0	1.6	2.8	・	・	・	28.8	36.3	28.7
	27	5.8	・	2.4	2.0	3.3	・	・	・	10.2	33.8	10.1
	28	6.8	・	3.7	2.6	5.6	・	・	・	6.9	25.9	6.8
	29	5.6	21.0	2.3	1.8	3.2	31.8	29.7	32.6	8.3	30.1	8.1
	30	4.9	6.9	1.8	1.1	2.9	13.6	11.0	14.7	6.4	32.3	6.2

- 注 1. 事業所数には船舶所有者を含む。  
 2. 被保険者数及び育児休業等保険料免除者数の男子には船員・坑内員を含む。  
 3. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。  
 4. 平成 30 年度末の短時間労働者のうち、強制加入の事業所数は 30,476、被保険者数は 428,612 人、任意加入の事業所数は 4,567、被保険者数は 6,380 人である。  
 5. 育児休業等保険料免除者数には、平成 26 年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

- 平成 30 年度末現在の被保険者の年齢構成は、男女共に 40 代の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は 44.5 歳、女子は 42.6 歳となっている。

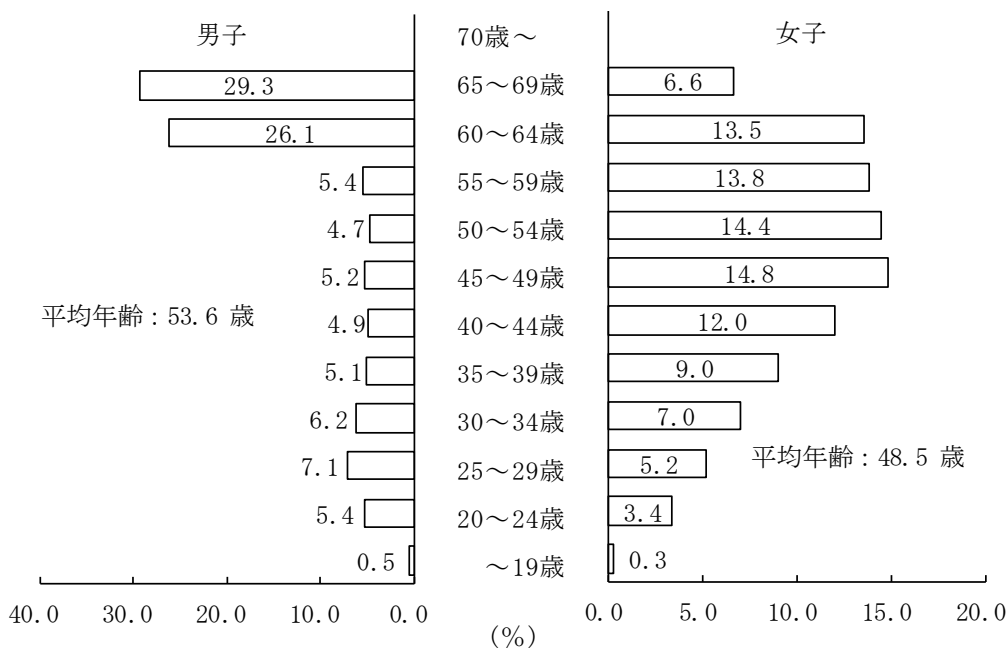
図 3 厚生年金保険（第 1 号）被保険者の年齢構成（平成30年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

- 平成 30 年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は 60～64 歳、65～69 歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は 45～49 歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は 53.6 歳、女子は 48.5 歳となっている。

図 4 厚生年金保険（第 1 号）短時間労働者の年齢構成（平成30年度末）



注. 男子には坑内員を含む。



- 標準報酬月額平均は、平成30年度末現在で31万3千円(男子は35万5千円、女子は24万4千円)であり、前年度末に比べて0.9%増加している。平成30年度の年度平均についても、31万1千円(男子は35万3千円、女子は24万2千円)と、前年度に比べて0.8%増加している。
- 短時間労働者の標準報酬月額平均は、平成30年度末現在で14万5千円(男子は15万8千円、女子は13万9千円)であり、前年度末に比べて3.9%増加している。平成30年度の年度平均についても、14万3千円(男子は15万6千円、女子は13万8千円)と、前年度と比較して5.5%増加している。
- 標準賞与額の1回当たりの平均は、平成30年度で45万円(男子は52万6千円、女子は31万3千円)であり、前年度に比べて1.2%増加している。
- 短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は、平成30年度で7万6千円(男子は11万8千円、女子は5万8千円)である。
- 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、平成30年度で442万4千円(男子は507万5千円、女子は335万8千円)であり、前年度に比べて0.9%増加している。
- 短時間労働者の一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、平成30年度で177万6千円(男子は197万3千円、女子は169万6千円)である。

表4 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均 (年度平均)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成26年度	308,382	349,735	235,763	・	・	・	306,897	348,043	234,554	・	・	・
	27	308,938	350,114	237,574	・	・	・	308,007	349,144	236,552	・	・	・
	28	308,133	350,093	237,462	126,946	139,893	121,494	307,896	349,362	237,428	126,062	139,346	120,362
	29	309,994	351,960	240,264	139,312	152,136	134,033	308,352	350,144	238,693	135,560	148,698	130,026
	30	312,678	354,960	243,623	144,795	158,108	139,489	310,870	352,914	241,940	142,997	156,273	137,618
伸び率 (%)	平成26年度	0.7	0.7	1.0	・	・	・	0.5	0.5	0.8	・	・	・
	27	0.2	0.1	0.8	・	・	・	0.4	0.3	0.9	・	・	・
	28	△0.3	△0.0	△0.0	・	・	・	△0.0	0.1	0.4	・	・	・
	29	0.6	0.5	1.2	9.7	8.8	10.3	0.1	0.2	0.5	7.5	6.7	8.0
	30	0.9	0.9	1.4	3.9	3.9	4.1	0.8	0.8	1.4	5.5	5.1	5.8

		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成26年度	435,820	506,140	299,803	・	・	・	4,361,575	4,991,749	3,253,588	・	・	・
	27	440,856	513,382	303,238	・	・	・	4,381,148	5,012,923	3,283,744	・	・	・
	28	440,335	513,525	304,003	...	...	...	4,375,042	5,012,331	3,292,015	...	...	...
	29	444,626	518,814	308,687	73,474	118,340	52,172	4,386,088	5,030,103	3,312,645	1,683,967	1,884,533	1,599,484
	30	449,984	526,014	313,112	75,952	118,279	57,830	4,424,329	5,074,502	3,358,393	1,776,090	1,972,622	1,696,461
伸び率 (%)	平成26年度	1.8	2.0	1.3	・	・	・	0.8	0.9	0.9	・	・	・
	27	1.2	1.4	1.1	・	・	・	0.4	0.4	0.9	・	・	・
	28	△0.1	0.0	0.3	・	・	・	△0.1	△0.0	0.3	・	・	・
	29	1.0	1.0	1.5	...	...	...	0.3	0.4	0.6	...	...	...
	30	1.2	1.4	1.4	3.4	△0.1	10.8	0.9	0.9	1.4	5.5	4.7	6.1

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
- 2. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。
- 3. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。
- 4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
- 5. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

## (2) 給付状況

- 平成30年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者数は、前年度末に比べて24万人（0.7%）増加し、3,530万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,541万人となっている。

表5 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成26年度	3,293	1,458	1,271	40	523
27	3,370	1,486	1,311	41	532
28	3,409	1,496	1,330	42	541
29	3,506	1,521	1,395	43	548
30	3,530	1,541	1,390	44	555

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険（第1号）受給者の平均年金月額は、平成30年度末現在で、老齢年金は14万6千円となっている。

表6 厚生年金保険（第1号）受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金			通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		（再掲） 基礎または 定額あり	（再掲） 基礎及び 定額なし			
平成26年度	147,513	156,245	77,556	58,075	101,906	84,831
27	147,872	156,904	75,632	59,013	102,630	85,200
28	147,927	155,341	73,805	59,837	102,398	84,694
29	147,051	153,861	72,228	59,621	102,890	84,180
30	145,865	153,049	69,095	60,687	102,855	83,704

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を行い、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。

4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 平成 30 年度末現在の厚生年金保険（第 1 号）受給権者数は、前年度末に比べて 17 万人（0.5%）増加し、3,735 万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は 1,609 万人となっている。

表 7 厚生年金保険（第 1 号）受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成26年度	3,526	1,542	1,366	58	559
27	3,600	1,568	1,404	59	568
28	3,626	1,569	1,420	60	576
29	3,718	1,590	1,483	62	583
30	3,735	1,609	1,472	63	591

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）の受給権者は、平成 26 年度は厚生年金の受給権者を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険（第 1 号）受給権者の平均年金月額は、平成 30 年度末現在で、老齢年金は 14 万 4 千円となっている。

表 8 厚生年金保険（第 1 号）受給権者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金			通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		（再掲） 基礎または 定額あり	（再掲） 基礎及び 定額なし			
平成26年度	144,886	154,530	81,229	57,380	96,659	82,488
27	145,305	155,375	79,505	58,285	97,222	82,907
28	145,638	153,951	77,528	59,100	97,039	82,477
29	144,903	152,595	76,033	58,929	97,281	81,986
30	143,761	151,923	73,091	59,998	97,246	81,566

- 注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 平成 30 年度末現在の厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額は、前年度末に比べて 1,448 億円（0.6%）減少し、25 兆 6,643 億円となっている。

表 9 厚生年金保険（第 1 号）受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成26年度	255,993	176,908	23,890	2,966	52,229
27	258,123	177,774	23,919	3,003	53,427
28	257,008	175,946	24,018	3,020	54,024
29	258,091	175,534	25,089	3,035	54,433
30	256,643	174,244	24,410	3,072	54,917

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額は、平成 26 年度は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成 27 年 9 月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成 27 年 10 月以降の第 1 号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成 27 年 10 月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 平成 30 年度末現在の厚生年金保険（第 1 号）受給権者の年金総額は、前年度末に比べて 1,828 億円（0.7%）減少し、26 兆 7,035 億円となっている。

表 10 厚生年金保険（第 1 号）受給権者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成26年度	268,547	184,810	25,559	4,463	53,717
27	270,460	185,463	25,546	4,527	54,923
28	268,132	182,442	25,615	4,552	55,523
29	268,863	181,658	26,691	4,572	55,941
30	267,035	180,125	25,854	4,617	56,439

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）受給権者の年金総額は、平成 26 年度は厚生年金の受給権者の年金総額を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険（第 1 号）受給権者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成 27 年 9 月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成 27 年 10 月以降の第 1 号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成 27 年 10 月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 平成 30 年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、51 万人であり、平均年金月額は、8 万 7 千円である。
- 平成 30 年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、38 万人であり、平均年金月額は、8 万 3 千円である。

表 11 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

(単位：万人、円)

	受給権者		受給者	
	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成26年度	55.4	84,202	41.1	80,792
27	60.9	85,923	44.0	82,081
28	29.3	77,180	20.8	73,593
29	51.5	82,374	38.9	79,230
30	51.0	86,658	38.0	83,377

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

○ 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられたことにより、原則として定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成26年度・平成27年度の60歳と、平成28年度から平成30年度の60歳・61歳で少なくなっている。なお、これらの者（平成30年度の60歳を除く）には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者が含まれていることなどにより、平均年金月額が高くなっている。

また、平成30年度の60歳の受給権者については、平成30年度から坑内員・船員に関する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳に引き上がり、平成30年度の60歳の受給権者に坑内員・船員の受給権者は含まれていない（繰上げを選択した者を除く）。そのため、平成30年度の60歳の平均年金月額は、平成29年度の60歳と比較して低くなっている。

表12 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成26年度	0.7	33.1	46.1	49.9	54.3	856.3
27	0.7	32.3	41.2	46.7	50.5	886.8
28	0.6	1.3	41.4	42.4	47.3	916.8
29	0.5	1.0	33.4	42.6	43.2	942.1
30	0.4	1.0	32.3	42.7	43.5	961.7

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成26年度	129,823	95,763	96,934	100,666	103,330	179,578
27	124,261	94,399	97,433	101,255	103,727	178,928
28	121,853	120,670	92,332	100,742	103,399	176,655
29	114,597	119,480	89,199	95,274	102,572	174,535
30	96,673	112,496	87,404	90,957	97,209	172,742

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

○ 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられ、平成30年度からは定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成26年度は62歳までと63歳以降で、平成27年度から平成29年度は63歳までと64歳以降で、平成30年度は64歳までと65歳以降で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成30年度に61歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成30年度の60歳で少なくなっている。なお、平成30年度の60歳の受給権者は、繰上げを選択した者であり、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている。

表13 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成26年度	10.9	15.2	17.5	19.8	21.8	416.5
27	10.1	14.2	15.6	17.8	20.1	432.3
28	9.2	12.7	15.4	15.9	18.2	447.6
29	8.7	11.4	14.5	15.7	16.3	460.4
30	0.1	11.3	13.3	15.6	16.0	470.8

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成26年度	50,360	50,323	49,672	96,204	95,180	108,384
27	52,169	51,061	51,214	50,771	96,922	109,180
28	53,381	53,326	49,449	51,952	97,761	108,964
29	53,034	54,522	49,299	50,272	99,889	108,776
30	81,956	54,154	50,006	48,378	51,026	108,756

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 平成 30 年度末現在の在職者の老齢給付の受給権者数は、400 万人となっており、前年度末に比べて 11 万人（2.8%）の増加となっている。
- 平成 30 年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、358 万人となっており、前年度末に比べて 12 万人（3.4%）の増加となっている。

表14 在職者にかかる厚生年金保険（第1号）老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成26年度	327.0 (156.0)	221.2 (110.7)	105.8 (45.3)	275.9 (154.6)	183.0 (110.1)	92.9 (44.5)
27	355.2 (179.6)	239.7 (127.5)	115.5 (52.0)	303.4 (178.0)	202.2 (126.9)	101.2 (51.1)
28	364.1 (204.0)	235.8 (144.3)	128.3 (59.7)	319.8 (202.6)	206.8 (143.8)	113.0 (58.8)
29	389.4 (228.5)	249.1 (161.1)	140.3 (67.3)	345.7 (227.1)	221.6 (160.6)	124.1 (66.5)
30	400.3 (248.1)	263.6 (174.4)	136.6 (73.7)	357.5 (246.7)	235.0 (173.8)	122.5 (72.9)

注1. 老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金・25年未満)の受給権者及び受給者を計上している。

2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者

② 適用事業所に使用される70歳以上の者(平成26年度は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る)

③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員(平成27年度以降に限る)

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

また、本表においては在職者にかかる数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3. ( )内の数値は、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数(旧共済組合を除く)である。

ただし、平成26年度は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。



- 新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者は、繰下げ率が、概ね1%程度となっている。

表 15 厚生年金保険（第1号）

新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成29年度	25,296,195	59,898	0.2	25,069,286	99.1	167,011	0.7
30	26,047,628	77,560	0.3	25,779,911	99.0	190,157	0.7

- 注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。  
 2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

（参考）

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成26年度	21,986,841	21,928	0.1	21,716,017	98.8	248,896	1.1
27	23,126,224	32,795	0.1	22,829,711	98.7	263,718	1.1
28	24,081,359	46,310	0.2	23,756,169	98.6	278,880	1.2

- 注. 平成29年度より、本来と繰下げの分類を変更しており、本表は分類変更前の数値である。  
 ・ 平成28年度までの本来と繰下げの分類は、平成19年3月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定しており、平成28年度以前の数値には、当該受給権者のうち基礎年金のみの繰下げ者が含まれている。  
 ・ 平成29年度からは、当該受給権者についても老齢厚生年金の状況で繰下げを判定するよう変更し、精緻化した。

- 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰下げ率が、概ね1%程度で推移している。

表 16 厚生年金保険（第1号）

新法厚生年金保険（老齢厚生年金） 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		受給率	受給率	受給率	受給率		
平成26年度	1,186,534	・	・	1,176,463	99.2	10,067	0.8
27	950,336	・	・	941,186	99.0	9,150	1.0
28	1,353,086	・	・	1,339,282	99.0	13,801	1.0
29	1,789,123	・	・	1,768,519	98.8	20,600	1.2
30	1,767,764	・	・	1,745,969	98.8	21,790	1.2

- 注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。  
 2. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。  
 3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されており、表中の年度末時点において70歳の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

### Ⅲ. 国民年金

#### (1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 平成30年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、1,471万人となっており、前年度末に比べて34万人（2.3%）減少している。男女別にみると、男子は764万人（対前年度末比15万人、2.0%減）、女子は707万人（対前年度末比19万人、2.6%減）となっている。
- 平成30年度末現在の第3号被保険者数は、847万人となっており、前年度末に比べて23万人（2.7%）減少している。男女別にみると、男子は11万人（対前年度末比2千人、1.7%増）、女子は836万人（対前年度末比24万人、2.7%減）となっている。

表17 国民年金 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）							第3号被保険者		
				（再掲）任意加入被保険者						
	総数	男子	女子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上	総数	男子	女子
平成26年度	1,742	896	846	24	5	19	1	932	11	921
27	1,668	859	809	23	5	18	1	915	11	904
28	1,575	816	759	21	5	16	1	889	11	878
29	1,505	779	726	20	4	15	0	870	11	859
30	1,471	764	707	19	4	15	0	847	11	836

- 平成30年度末現在の全額免除・猶予者数は574万人、全額免除・猶予割合は39.5%となっている。
- 平成30年度末現在の一部免除者数は40万人、一部免除割合は2.7%となっている。

表18 国民年金 保険料全額免除・猶予者数及び一部免除者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

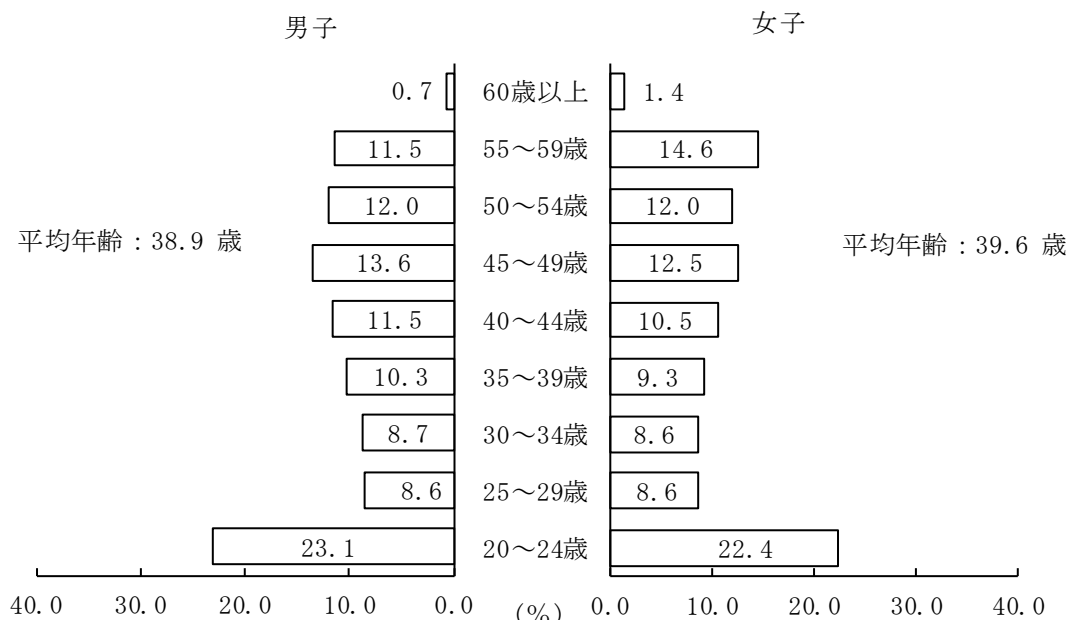
	全額免除・猶予者						一部免除者				
	総数	全額免除・ 猶予割合 (%)	法定 免除	申請 全額 免除	学生 納付 特例	納付 猶予	総数	一部免除 割合 (%)	申請 3/4 免除	申請 半額 免除	申請 1/4 免除
平成26年度	602	(35.1)	134	245	178	44	61	(3.6)	31	20	10
27	576	(35.0)	135	230	172	40	47	(2.9)	25	15	7
28	583	(37.5)	135	221	176	51	43	(2.8)	22	14	7
29	574	(38.7)	134	211	176	53	41	(2.8)	21	13	7
30	574	(39.5)	135	205	179	55	40	(2.7)	20	13	7

注1. 「全額免除・猶予割合」及び「一部免除割合」とは、全額免除・猶予者数及び一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（%）である。

注2. 「納付猶予」は、平成27年度までは30歳未満、平成28年度以降は50歳未満の者が対象である。

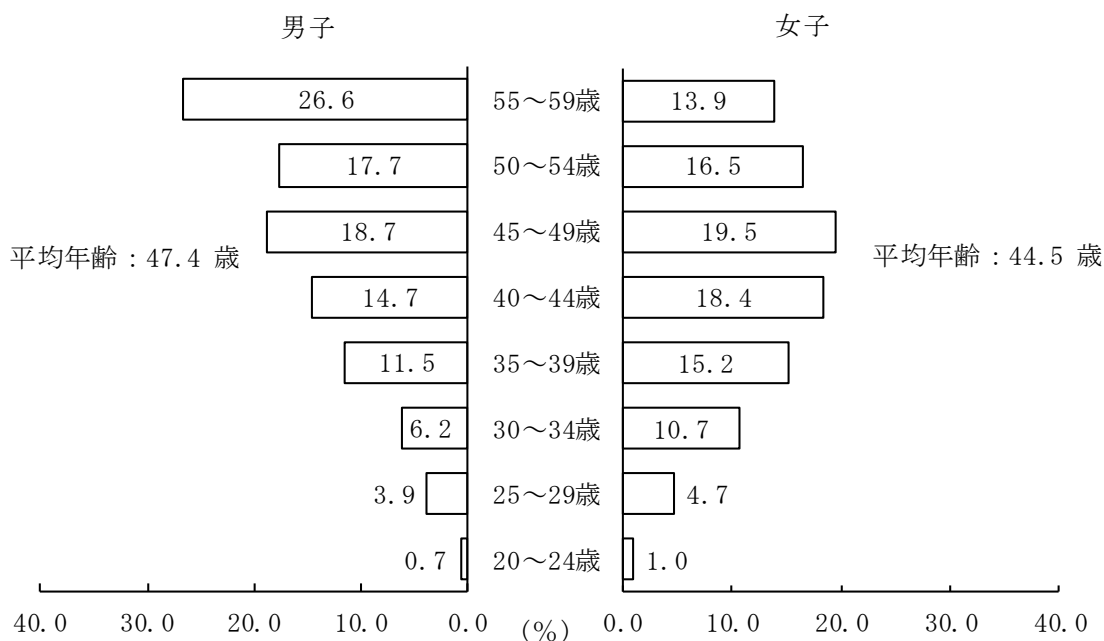
- 平成 30 年度末現在の被保険者の年齢構成は、第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に 20～24 歳の割合が最も高く、次いで男子は 45～49 歳、女子は 55～59 歳の割合が高くなっている。また、第 3 号被保険者では、男子は 55～59 歳、女子は 45～49 歳の割合が高くなっている。第 1 号被保険者の平均年齢は、男子は 38.9 歳、女子は 39.6 歳となっている。

図 5 国民年金第 1 号被保険者の年齢構成（平成30年度末）



注. 「国民年金第 1 号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図 6 国民年金第 3 号被保険者の年齢構成（平成30年度末）



## (2) 給付状況

- 平成 30 年度末現在の国民年金受給者数は、前年度末に比べて 46 万人 (1.3%) 増加し、3,529 万人となっている。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者数は、804 万人となっている。

注. 「国民年金受給者」については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 19 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成26年度	3,241 (999) [...]	2,977 (767) [...]	71 (71) [...]	183 (157) [...]	10 (4) [...]
27	3,323 (975) [879]	3,065 (749) [658]	62 (62) [62]	186 (159) [155]	10 (4) [3]
28	3,386 (950) [851]	3,132 (730) [636]	54 (54) [54]	189 (162) [157]	10 (4) [3]
29	3,484 (934) [832]	3,190 (711) [614]	92 (55) [55]	192 (163) [159]	10 (4) [3]
30	3,529 (910) [804]	3,230 (691) [590]	94 (50) [50]	196 (165) [161]	10 (4) [3]

注1. 平成 29 年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として 25 年以上有するものは「老齢年金・25 年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。

2. ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第 1 号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

3. [ ]内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。

○ 国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成 30 年度末現在で 5 万 6 千円、平成 30 年度新規裁定者で 5 万 4 千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成 30 年度末現在で 5 万 1 千円となっている。

表 20 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・ 25年以上		通算老齢年金 ・ 25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成26年度	54,497 (50,040) [···]	51,063 (55,108) [···]	18,485 (18,485) [···]	71,995 (72,265) [···]	80,404 (68,378) [···]
27	55,244 (50,927) [49,540]	51,891 (56,064) [54,143]	18,777 (18,777) [18,777]	72,565 (72,835) [72,876]	81,832 (70,882) [66,765]
28	55,464 (51,329) [49,906]	52,337 (56,582) [54,343]	18,880 (18,880) [18,880]	72,453 (72,721) [72,763]	82,404 (72,579) [68,781]
29	55,615 (51,648) [50,186]	49,907 (55,398) [52,146]	19,091 (18,953) [18,952]	72,245 (72,512) [72,554]	82,932 (74,138) [70,635]
30	55,809 (52,028) [50,520]	53,568 (57,416) [54,614]	19,064 (18,976) [18,974]	72,109 (72,373) [72,415]	83,208 (75,086) [71,789]

- 注 1. 平成 29 年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として 25 年以上有するものは「老齢年金・25 年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。
2. ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第 1 号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
3. [ ]内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。

○ 平成 30 年度末現在の国民年金受給権者数は、前年度末に比べて 46 万人（1.3%）増加し、3,593 万人となっている。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者数は、823 万人となっている。

表 21 国民年金 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総 数	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成 26 年度	3,300 (1,021) [...]	3,007 (774) [...]	71 (71) [...]	196 (168) [...]	26 (9) [...]
27	3,383 (997) [899]	3,096 (756) [664]	62 (62) [62]	199 (170) [165]	25 (9) [7]
28	3,447 (972) [870]	3,166 (737) [642]	54 (54) [54]	202 (172) [167]	25 (9) [7]
29	3,547 (956) [851]	3,225 (718) [620]	93 (56) [56]	206 (174) [169]	24 (8) [7]
30	3,593 (932) [823]	3,266 (698) [596]	95 (50) [50]	209 (176) [171]	23 (8) [7]

注 1. 平成 29 年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として 25 年以上有するものは「老齢年金・25 年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。

2. ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第 1 号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

3. [ ]内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者の数である。

- 国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成 30 年度末現在で 5 万 6 千円、平成 30 年度新規裁定者で 5 万 4 千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成 30 年度末現在で 5 万円となっている。

表 22 国民年金 受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成26年度	54,414 (49,944) [...]	51,033 (55,072) [...]	18,477 (18,477) [...]	71,691 (71,996) [...]	61,346 (55,851) [...]
27	55,157 (50,826) [49,429]	51,859 (56,018) [54,075]	18,768 (18,768) [18,768]	72,263 (72,566) [72,622]	62,273 (57,370) [55,411]
28	55,373 (51,221) [49,787]	52,336 (56,575) [54,333]	18,869 (18,869) [18,869]	72,159 (72,459) [72,513]	62,568 (58,266) [56,535]
29	55,518 (51,528) [50,053]	49,896 (55,359) [52,098]	19,088 (18,937) [18,935]	71,963 (72,256) [72,310]	62,771 (59,000) [57,352]
30	55,708 (51,901) [50,378]	53,572 (57,414) [54,613]	19,061 (18,957) [18,955]	71,837 (72,127) [72,179]	62,857 (59,398) [57,858]

- 注1. 平成 29 年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として 25 年以上有するものは「老齢年金・25 年以上」に、それ以外の場合は「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。
2. ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第 1 号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
3. [ ]内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者の数である。



- 平成 30 年度末現在の国民年金受給者の年金総額は、前年度末に比べて 3,738 億円 (1.6%) 増加し、23 兆 6,380 億円となっている。

表 23 国民年金 受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成26年度	213,040	194,669	1,574	15,786	1,012
27	221,751	203,158	1,403	16,180	1,010
28	227,156	208,481	1,224	16,454	997
29	232,642	212,882	2,104	16,684	972
30	236,380	216,343	2,141	16,938	958

- 平成 30 年度末現在の国民年金受給権者の年金総額は、前年度末に比べて 3,783 億円 (1.6%) 増加し、24 兆 297 億円となっている。

表 24 国民年金 受給権者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成26年度	216,663	196,342	1,578	16,853	1,890
27	225,500	204,948	1,407	17,264	1,881
28	230,966	210,352	1,227	17,533	1,853
29	236,514	214,839	2,124	17,753	1,799
30	240,297	218,361	2,162	18,002	1,772

○ 老齢基礎年金の平均年金月額、平成 30 年度末現在で 5 万 6 千円となっている。

表25 老齢基礎年金（25年以上）受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成26年度	2,871	55,026	398	42,159	2,437	56,792	36	77,624
27	2,974	55,688	397	42,820	2,539	57,369	38	77,777
28	3,056	55,831	393	43,067	2,623	57,416	40	77,270
29	3,125	55,918	387	43,268	2,696	57,410	42	76,655
30	3,177	56,058	380	43,479	2,752	57,466	45	76,274

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として 25 年以上有する受給者を計上している。

○ 国民年金（5年年金を除く）の受給権者は、繰上げ率が年々低下している。繰下げ率は概ね1%程度で推移している。

表 26 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成26年度	30,763,914	4,992,436	16.2	25,407,063	82.6	364,415	1.2
27	31,573,520	4,836,980	15.3	26,355,540	83.5	381,000	1.2
28	32,184,024	4,662,578	14.5	27,120,664	84.3	400,782	1.2
29	33,160,232	4,498,287	13.6	28,236,857	85.2	425,088	1.3
30	33,595,353	4,325,746	12.9	28,816,627	85.8	452,980	1.3

	(再掲) 基礎のみ・旧国年	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成26年度	7,719,510	2,860,808	37.1	4,756,431	61.6	102,271	1.3
27	7,541,403	2,681,201	35.6	4,757,150	63.1	103,052	1.4
28	7,351,368	2,507,158	34.1	4,740,044	64.5	104,166	1.4
29	7,253,891	2,341,099	32.3	4,807,065	66.3	105,727	1.5
30	7,066,960	2,178,571	30.8	4,780,940	67.7	107,449	1.5

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

2. 「基礎のみ・旧国年」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

○ 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率が年々低下している。繰下げ率は概ね1%程度で推移している。

表27 国民年金 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成26年度	1,400,149	155,852	11.1	1,229,562	87.8	14,735	1.1
27	1,104,633	117,325	10.6	974,164	88.2	13,144	1.2
28	1,560,487	152,138	9.7	1,389,967	89.1	18,382	1.2
29	2,049,594	192,995	9.4	1,830,042	89.3	26,557	1.3
30	1,999,795	183,400	9.2	1,787,573	89.4	28,822	1.4

	(再掲) 基礎のみ	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成26年度	214,218	51,585	24.1	159,804	74.6	2,829	1.3
27	154,868	34,142	22.0	118,464	76.5	2,262	1.5
28	208,281	42,749	20.5	162,622	78.1	2,910	1.4
29	262,197	51,709	19.7	206,667	78.8	3,821	1.5
30	234,034	44,007	18.8	186,014	79.5	4,013	1.7

注1. 70歳の老齢基礎年金受給権者を対象としている。

2. 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

3. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の繰上げ・繰下げ状況である。

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(平成30年度末現在)

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	15,408,646	145,865	32,304,409	55,809
北海道	623,440	135,914	1,484,615	54,867
青森県	140,531	121,447	383,445	52,893
岩手県	167,282	125,084	381,536	56,361
宮城県	274,695	138,671	590,340	55,255
秋田県	147,008	121,672	339,405	54,769
山形県	167,895	123,262	343,264	56,368
福島県	265,772	128,681	539,129	55,613
茨城県	339,520	146,745	763,724	55,254
栃木県	242,535	141,801	514,735	55,416
群馬県	250,096	141,696	534,950	56,693
埼玉県	820,438	156,752	1,738,326	55,240
千葉県	705,992	160,930	1,543,758	55,597
東京都	1,243,084	159,517	2,741,126	54,753
神奈川県	1,005,183	166,531	2,066,874	55,770
新潟県	363,168	131,277	670,931	57,784
富山県	187,534	138,127	313,513	59,448
石川県	168,321	135,881	307,147	58,466
福井県	131,818	133,607	216,810	58,704
山梨県	98,976	137,894	231,901	55,079
長野県	328,174	137,552	611,131	58,398
岐阜県	267,902	144,211	557,878	57,689
静岡県	542,674	145,469	1,020,419	57,505
愛知県	867,923	155,060	1,731,661	56,447
三重県	247,426	145,760	491,345	57,916
滋賀県	182,972	148,987	344,453	57,612
京都府	307,137	147,863	665,844	54,844
大阪府	975,844	152,497	2,079,488	53,795
兵庫県	684,683	155,182	1,418,190	55,697
奈良県	163,280	159,405	384,489	55,308
和歌山県	113,020	141,915	285,453	54,004
鳥取県	90,641	126,375	163,008	58,006
島根県	116,434	127,078	213,383	58,625
岡山県	290,820	140,064	523,610	58,465
広島県	402,526	145,383	747,680	57,733
山口県	218,806	143,341	430,790	57,812
徳島県	108,950	126,715	218,683	55,172
香川県	150,945	137,990	280,809	58,584
愛媛県	189,437	134,318	408,664	56,247
高知県	101,075	126,543	222,495	54,558
福岡県	617,648	140,250	1,243,456	54,918
佐賀県	107,844	127,245	227,042	57,536
長崎県	169,190	132,076	393,092	54,864
熊本県	217,017	125,427	497,641	56,186
大分県	155,321	130,213	339,382	54,744
宮崎県	140,654	122,160	315,401	55,998
鹿児島県	199,526	125,784	465,603	56,180
沖縄県	94,865	123,753	281,524	52,099
その他	12,624	130,064	36,266	29,523

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

## (参考資料2)

65歳未満の厚生年金保険（第1号）の受給権者は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、主に定額部分のない、報酬比例部分のみの者であること、また、65歳未満の国民年金の受給権者は、繰上げ支給を選択した者であることに留意が必要である。

## 年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成30年度末現在)

年 齢	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	16,087,287	143,761	32,664,448	55,708
60	4,632	94,474	11,609	38,678
61	123,083	58,954	33,366	39,696
62	455,269	76,509	53,015	41,254
63	583,882	79,547	76,094	42,302
64	595,504	84,791	97,753	42,766
小 計	1,762,370	79,135	271,837	41,790
65	651,901	144,765	1,250,198	57,090
66	762,548	144,422	1,487,985	56,906
67	821,904	142,508	1,586,307	56,836
68	841,750	144,067	1,730,498	56,743
69	875,035	146,754	1,904,338	56,679
小 計	3,953,138	144,521	7,959,326	56,831
70	905,761	147,117	1,953,614	56,781
71	920,798	146,279	1,991,134	56,621
72	718,967	145,658	1,529,345	56,432
73	499,783	147,453	1,067,582	55,998
74	612,596	147,997	1,332,418	55,971
小 計	3,657,905	146,813	7,874,093	56,429
75	670,193	149,700	1,472,497	55,654
76	626,024	151,936	1,383,489	55,437
77	635,337	154,092	1,426,525	55,287
78	558,918	156,691	1,289,558	56,972
79	478,360	158,319	1,117,007	56,775
小 計	2,968,832	153,816	6,689,076	55,972
80	427,336	160,124	1,006,853	56,622
81	457,675	160,712	1,107,508	56,647
82	409,087	161,829	1,023,729	56,279
83	388,830	162,958	1,000,270	56,141
84	329,018	163,245	884,771	55,908
小 計	2,011,946	161,663	5,023,131	56,336
85	289,372	162,637	805,368	55,504
86	267,821	163,477	774,672	55,009
87	223,004	164,675	667,532	54,415
88	197,065	167,223	555,338	54,429
89	161,886	168,293	464,728	53,578
小 計	1,139,148	164,831	3,267,638	54,708
90歳以上	593,948	160,367	1,579,347	47,803

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

## (参考資料3)

厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていることに留意が必要である。

### 厚生年金保険（第1号） 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

（平成30年度末現在）

年金月額	総数		
	男子	女子	
合計	16,087,287	10,816,411	5,270,876
万円以上 万円未満			
～ 1	126,018	90,434	35,584
1 ～ 2	22,068	12,812	9,256
2 ～ 3	83,649	6,629	77,020
3 ～ 4	137,175	17,614	119,561
4 ～ 5	146,019	49,113	96,906
5 ～ 6	194,142	90,990	103,152
6 ～ 7	399,646	170,286	229,360
7 ～ 8	699,048	242,404	456,644
8 ～ 9	968,143	260,342	707,801
9 ～ 10	1,144,077	303,768	840,309
10 ～ 11	1,117,766	383,675	734,091
11 ～ 12	1,007,420	463,839	543,581
12 ～ 13	915,331	534,424	380,907
13 ～ 14	876,492	607,504	268,988
14 ～ 15	877,130	681,734	195,396
15 ～ 16	899,459	757,586	141,873
16 ～ 17	947,091	844,294	102,797
17 ～ 18	980,948	909,224	71,724
18 ～ 19	960,838	910,934	49,904
19 ～ 20	898,434	861,557	36,877
20 ～ 21	778,946	754,181	24,765
21 ～ 22	615,693	598,530	17,163
22 ～ 23	441,310	430,002	11,308
23 ～ 24	307,042	299,915	7,127
24 ～ 25	209,348	205,249	4,099
25 ～ 26	135,597	133,267	2,330
26 ～ 27	86,215	85,101	1,114
27 ～ 28	52,238	51,731	507
28 ～ 29	27,141	26,943	198
29 ～ 30	13,107	12,962	145
30 ～	19,756	19,367	389
平均年金月額	143,761	163,840	102,558

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 本表においては、

- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
- ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないこと

に留意が必要である。

(参考資料4)

## 国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成30年度末現在)

年金月額	総数								
				(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	32,664,448	14,228,246	18,436,202	6,961,036	1,667,749	5,293,287	5,947,306	1,115,858	4,831,448
万円以上									
～ 1	83,022	12,909	70,113	38,158	1,671	36,487	37,782	1,481	36,301
1 ～ 2	314,832	62,210	252,622	120,460	11,385	109,075	119,375	10,801	108,574
2 ～ 3	991,875	225,460	766,415	362,271	42,834	319,437	359,624	41,644	317,980
3 ～ 4	3,083,098	724,175	2,358,923	1,257,558	188,495	1,069,063	1,246,493	184,117	1,062,376
4 ～ 5	4,704,912	1,338,473	3,366,439	1,156,017	243,793	912,224	1,091,740	211,554	880,186
5 ～ 6	7,494,438	3,053,243	4,441,195	1,417,795	336,749	1,081,046	1,181,749	204,304	977,445
6 ～ 7	14,204,935	8,446,038	5,758,897	2,107,624	743,553	1,364,071	1,433,914	370,625	1,063,289
7 ～	1,787,336	365,738	1,421,598	501,153	99,269	401,884	476,629	91,332	385,297
平均年金月額	円 55,708	円 58,775	円 53,342	円 51,938	円 56,170	円 50,605	円 50,418	円 53,740	円 49,650

注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)

の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。

3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者の数である。



(参考資料5)

(参考) 男女別年金月額階級別通算老齢年金・25年未満受給権者数

【厚生年金保険（第1号）】

(平成30年度末現在)

年金月額	総数		
	男子	女子	
合計	14,723,426	3,915,887	10,807,539
万円以上 万円未満			
～ 1	1,020,547	107,164	913,383
1 ～ 2	741,421	117,831	623,590
2 ～ 3	612,841	151,695	461,146
3 ～ 4	778,497	200,811	577,686
4 ～ 5	1,280,725	278,448	1,002,277
5 ～ 6	1,876,011	362,440	1,513,571
6 ～ 7	2,629,755	627,561	2,002,194
7 ～ 8	2,619,886	695,645	1,924,241
8 ～ 9	1,680,619	548,612	1,132,007
9 ～ 10	812,242	373,697	438,545
10 ～	670,882	451,983	218,899
平均年金月額	59,998	69,615	56,514

- 注1. 通算老齢年金・25年未満の受給権者数を計上しており、新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するもの以外を「通算老齢年金・25年未満」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること、また、年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

【国民年金】

(平成30年度末現在)

年金月額	総数								
	計			(再掲)基礎のみ・旧国年			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年		
	男子	女子		男子	女子		男子	女子	
合計	945,099	338,605	606,494	500,878	84,885	415,993	500,072	84,319	415,753
万円以上 万円未満									
～ 1	161,612	42,037	119,575	108,567	19,807	88,760	108,495	19,756	88,739
1 ～ 2	381,507	141,041	240,466	182,959	29,453	153,506	182,605	29,189	153,416
2 ～ 3	282,703	116,391	166,312	133,501	21,487	112,014	133,236	21,306	111,930
3 ～ 4	96,424	34,532	61,892	56,012	10,704	45,308	55,903	10,636	45,267
4 ～ 5	21,452	4,272	17,180	18,599	3,153	15,446	18,594	3,151	15,443
5 ～	1,401	332	1,069	1,240	281	959	1,239	281	958
平均年金月額	19,061	19,668	18,722	18,957	19,013	18,946	18,955	19,008	18,944

- 注1. 旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間が原則として25年未満の者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者の数である。

(参考資料6)

## 厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う年金分割の状況

### 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数（件）	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成26年度	22,468	19,980	2,488
27	27,149	23,448	3,701
28	26,682	21,946	4,736
29	26,063	20,479	5,584
30	28,793	21,841	6,952

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
- 注4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

### 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成26年度	3,201	139,424	109,785	△ 29,640	2,515	51,528	82,622	31,022
27	3,119	136,995	111,329	△ 25,666	2,496	54,819	81,647	26,828
28	3,038	140,123	109,620	△ 30,503	2,604	48,546	80,513	31,967
29	2,805	142,713	111,892	△ 30,821	2,510	49,741	80,799	31,058
30	2,862	143,208	112,272	△ 30,937	2,546	51,436	82,701	31,265

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。
- 注2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

### 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男 子				女 子			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成26年度	86	113,849	108,514	△ 5,335	58	24,631	28,272	3,641
27	140	113,919	111,546	△ 2,374	91	30,721	33,727	3,006
28	148	125,020	120,415	△ 4,605	101	28,651	33,845	5,194
29	169	130,401	128,383	△ 2,018	115	32,989	37,702	4,713
30	245	128,935	122,545	△ 6,390	158	34,434	39,499	5,065

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

# 例 言

## 厚生年金保険被保険者

厚生年金保険被保険者については、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生年金保険法第 2 条の 5 の規定に基づき、以下のように分類している。

### ①第 1 号厚生年金被保険者

第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者をいう。

### ②第 2 号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

### ③第 3 号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

### ④第 4 号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者をいう。

## 厚生年金保険（第 1 号）

この統計において、被保険者として使用する場合は、平成 26 年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者をいう。

この統計において、受給（権）者として使用する場合は、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

## 短時間労働者

1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

② 雇用期間が 1 年以上見込まれること。

③ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること。

④ 学生でないこと。

⑤ 以下のいずれかに該当すること

ア. 国、地方公共団体又は従業員数が 501 人以上の会社で働いている。

イ. 従業員数が 500 人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。

なお、この統計においては、⑤のアに該当する短時間労働者を「強制加入」、⑤のイに該当する短時間労働者を「任意加入」としている。

## 新法・旧法

昭和 60 年に国民年金法等の一部が改正され、昭和 61 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この統計においては、昭和 60 年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

## 新規裁定

当該年度中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達した日以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）ともに新規裁定には計上していない。

## 受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

## 受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

## 年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

## 平均年金月額

年金総額を受給権者数又は受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを 12 で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがないかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される基礎年金額が含まれている。

## 厚生年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種類別	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧法旧共済組合	新法旧共済組合
老齢給付					
老齢年金	老齢年金	老齢年金 (養老年金)	老齢厚生年金	退職年金 減額退職年金	退職共済年金
通算老齢年金 ・ 25年未満	通算老齢年金 特例老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金	通老相当 ・ 25年未満 特例老齢年金	通算退職年金	退老相当 ・ 25年未満 通退相当 ・ 25年未満
障害年金（障害給付）	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

注．平成27年度以降の新法厚生年金保険の受給（権）者は、厚生年金保険（第1号）の受給（権）者について、統計を作成している。

## 国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別	旧法拋出制	基礎年金
老齡給付		
老齡年金 ・ 25年以上	老齡年金 (特例支給、5年年金・10年年金を含む)	老齡基礎年金 <span style="font-size: 2em;">}</span> 25年以上 <span style="font-size: 2em;">}</span> 25年未満
通算老齡年金 ・ 25年未満	通算老齡年金	
障害年金	障害年金	障害基礎年金
遺族年金	寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金

注. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拋出制に計上している。

### (旧法における) 老齡年金

- ① 旧法厚生年金保険の年金であり、原則として、被保険者期間が20年以上（中高齡特例に該当する場合は15年以上）ある者が60歳から支給される年金をいう。
- ② 旧法国民年金の年金であり、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上ある者が65歳から支給される年金をいう。

### (旧法における) 通算老齡年金

旧法厚生年金保険及び旧法国民年金の年金であり、いくつかの年金制度に加入した者が、各年金制度の加入期間を合計（通算）して一定期間以上ある場合に、各制度からそれぞれの加入期間に応じて支給される年金をいう。なお、特に断りがないかぎり、旧法の通算老齡年金（退職）には、特例老齡年金を含んでいる。

### (新法の老齡厚生年金の) 老齡相当、通老相当・25年未満

この統計においては、新法の老齡厚生年金のうち、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上（昭和27年4月1日以前生まれの者。昭和27年4月2日以降生まれの者は段階的に21年以上に引き上がり、昭和31年4月2日以降生まれの者は25年以上。中高齡特例に該当する場合は15年以上）の者で、旧法の老齡年金に相当するものを「老齡相当」に、新法の老齡厚生年金のうち「老齡相当」以外のものを「通老相当・25年未満」として計上している。

なお、旧共済組合の新法の退職共済年金も同様に、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」、「退年相当」以外のものを「通退相当・25年未満」に計上している。

### (新法基礎年金の) 25年以上、25年未満

この統計においては、老齡基礎年金のうち、原則として、老齡基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものを「25年以上」に、老齡基礎年金のうち、「25年以上」以外のものを「25年未満」として計上している。

なお、平成29年8月に、年金を受給するための受給資格期間が25年から10年に短縮されたが、平成29年7月以前においても、老齡基礎年金の支給要件の特例により、老齡基礎年金の受給資格期間が25年未満であっても、老齡基礎年金を受給できる場合がある。その特例に該当するものについても「25年以上」に計上している。

### (厚生年金保険計における) 老齡年金

この統計においては、旧法厚生年金保険の老齡年金、旧法船員保険の老齡年金、老齡厚生年金の老齡相当、旧共済組合旧法の退職年金、減額退職年金及び退職共済年金の退年相当の総計をいう。

### (国民年金計における) 老齡年金・25年以上

この統計においては、旧法国民年金の老齢年金及び基礎年金の25年以上の総計をいう。

### **(厚生年金保険計、国民年金計における) 通算老齢年金・25年未満**

この統計においては、

- ① 旧法厚生年金保険の通算老齢年金、旧法船員保険の通算老齢年金、老齢厚生年金の通老相当・25年未満、旧共済組合旧法の通算退職年金及び退職共済年金の通退相当・25年未満の総計
  - ② 旧法国民年金の通算老齢年金及び基礎年金の25年未満の総計
- をいう。

### **基礎または定額あり・基礎及び定額なし**

新法の老齢厚生年金のうち、老齢基礎年金併給者又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

### **基礎のみ**

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者をいう。

### **基礎のみ共済なし**

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない者をいう。

### **遺族年金の短期要件及び長期要件**

遺族厚生年金の支給要件のうち、以下の①～③を「短期要件」という。また、④を「長期要件」という。

- ① 死亡日に厚生年金保険の被保険者であった場合。
- ② 厚生年金保険の被保険者であった間に初診日のあるけがや病気が原因で初診日から5年以内に死亡した場合。
- ③ 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡した場合。
- ④ 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡した場合。

### **共済組合等**

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

### **旧共済組合**

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

### **その他**

- 1 統計表の符号の用法は次のとおりである。

- 「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）
- 「－」は計数のないもの
- 「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの
- 「…」は計数不明（未調査等）のもの
- 「△」は負数

2 単位未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。